

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成19年1月18日(2007.1.18)

【公開番号】特開2005-278512(P2005-278512A)

【公開日】平成17年10月13日(2005.10.13)

【年通号数】公開・登録公報2005-040

【出願番号】特願2004-97667(P2004-97667)

【国際特許分類】

A 01K 1/02 (2006.01)

A 01K 1/01 (2006.01)

A 01K 1/015 (2006.01)

【F I】

A 01K 1/02 A

A 01K 1/01 F

A 01K 1/015 B

A 01K 1/015 C

【手続補正書】

【提出日】平成18年11月22日(2006.11.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

養豚経営で一般に使用される豚舎に、例えば図6に示すようなオガコなどの敷料を豚舎の床に敷いて、その上で豚を飼養する敷料使用豚舎(以下、踏込式豚舎と呼ぶ)や、豚舎から糞尿分離が可能なように床にスノコを敷くスノコ式豚舎がある。これらを適宜単独または組み合わせて使用する。特に繁殖と肥育を含めた養豚一貫経営では、母豚、種豚および子豚のためにスノコ式豚舎を利用し、肥育豚のために踏込式豚舎を利用する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

敷料20の高さは、通常、20~100cmであり、好ましくは50~80cmである。二重式の場合、下層22は、通常、40~80cmであり、好ましくは、50~60cmとする。一方、上層21は、0~25cmであり、好ましくは10~20cmとする。特に下層のオガコを約55cmとし、上層のモミガラを約15cmとした合計70cm高さの敷料が好都合である。こうすると、踏込式豚舎内の便所区域における敷料の含水率を50~65%の範囲に制御でき、この敷料含水率に維持すると、敷料中で微生物による生物反応が活発化され、糞尿の迅速な分解が行われる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0050

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0050】

腐植踏込式豚舎1の敷料には、便所区域と居住区域ができる。その居住区域の温度が上

昇すると、塵埃の浮遊が発生する。洗浄水の蒸発量が少なく、処理水が余る場合には、居住区域へ水噴霧または散水するために処理水を使用することもできる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0055

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0055】

この間の、豚舎の糞尿累積量を試算すると、

【数1】

$$\text{糞量} = 83 \text{頭} \times 2.31 \text{kg/日・頭} \times 120 \text{日} = 23 \text{t}$$

【数2】

$$\text{尿量} = 83 \text{頭} \times 3.5 \text{kg/日・頭} \times 120 \text{日} = 35 \text{t}$$

【手続補正5】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図2】

